

相続対策 ワンポイント・レッスン ～なぜ養子は一人なの？～ その3

シリーズで「相続対策 ワンポイント・レッスン」について、解説させていただいています。

第3回目のテーマは、「なぜ養子は一人なの？（民法の規定と相続税法の規制）」について、一般の方が誤解されている点について説明します。

養子縁組は、養親の老後の扶養や遺産相続の後継者確保などを目的となされます。民法上、養子の数に制限はありません。養子縁組が有効に成立しているならば何人養子がいてもかまわないのです。そして、養子は縁組の日から養親の子となり、実の親子と同じ関係が生じてくることになります。

しかし、相続税法においては養子縁組について、行き過ぎた税負担回避行為としての養子縁組に対応するため、次のような内容が規定されています。

- ① 実子相続人（代襲相続人等を含む）がいる場合には、被相続人の養子のうち一人のみを法定相続人の数に含める。
- ② 実子相続人がいない場合には、被相続人の養子のうち二人までを法定相続人の数に含める。
- ③ ①及び②の場合でも、税の負担を不当に減少させる目的の養子と認められる場合には、法定相続人の数に含めない。

例えば、養子縁組をした時期には、既に被相続人は意識不明となっており意思能力がない場合や、社会通念上の親子関係創設の意思が全くなく節税効果のみを目的とした縁組みなどは、縁組みの意思を欠くものとして無効になると考えられます。

相続税法における養子の「数」についての規制は、あくまでも相続税の計算上の取り扱いについてのみの規制です。

民法上の養子縁組そのものを制限するとか、養子の嫡出子たる身分や相続権を剥奪するなどというものでは決してありません。法定相続人の「数」についての規定は①遺産に係る基礎控除額、②生命保険、退職手当金等の非課税限度額、③相続税の総額の計算を行う場合に適用されるに過ぎません。

相続税法上の養子縁組み規制の対象とならないものに、以下のような項目があります。

① 相続税額の2割加算（相法18）

養子縁組を行うと、養子全員が一親等の血族になります。この場合、被相続人の直系卑属である養子（例えば、代襲相続人でない孫や曾孫）を除き、養子全員が相続税額の2割加算の適用を受けません。

② 未成年者控除（相法19の3）

未成年者控除は、すべての養子及び実子につき適用を受けることができます。

③ 障害者控除（相法19の4）

障害者控除は、すべての養子及び実子につき適用を受けることができます。

④ 相次相続控除（相法20）

今回の相続開始前10年以内に被相続人が相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得し相続税が課されていた場合には、その被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人の相続税額から、一定の金額を控除されます。

この制度の適用対象者は、相続人に限定されていますので、すべての養子につき適用を受けることができます。

⑤ 登録免許税（登免法 別表一）

登録免許税は、取得原因によりその適用税率が異なり、相続による移転の登記においては不動産の価額の「1,000分の2」、遺贈、贈与その他無償による移転の登記の場合は不動産の価額の「1,000分の10」と定められています。

そこで、孫などを養子縁組して取得原因を「相続」による移転とすれば登録免許税が軽減されます。この場合、養子全員について登録免許税の軽減を受けることができます。

⑥ 不動産取得税（地税73の7）

不動産取得税は、相続（包括遺贈及び被相続人から相続人に対してなされた遺贈を含む。）による不動産の取得は、形式的な所有権の移転であり、不動産取得税を課することができないと規定されています。

ゆえに、相続人でない孫へ不動産を遺贈する場合には、孫に対して不動産取得税が課税されることになります。

そのため、例えば孫を養子縁組し、その孫に対して不動産を相続させる場合、被相続人から相続人へ「相続」を原因とする移転となり、形式的な所有権の移転に該当し、不動産取得税は課税されません。

この場合、養子縁組した孫が不動産を相続によって取得した場合には養子全員について、不動産取得税が非課税とされます。

（文責： 山本和義）